

# 板橋区内の介護事業所で働く 職員を応援します

## ～板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成～

(助成資格) 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修

(助成内容) 受講料の9割

(初任者研修：上限8万円、実務者研修：上限10万円)

(対象の方) 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修課程を修了している方  
区内介護事業所に3か月以上就労している方

※対象要件・助成内容には諸条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



## 1 助成対象者 (①～⑤の要件を全て満たす方)

- ① 介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修課程を修了した方
- ② 修了日から3か月以内に板橋区内の介護サービス事業所に介護職員として就労している方
- ③ 助成金の申請時において、板橋区内の介護サービス事業所に介護職員として就労しており、その就労が研修課程の修了後3か月以上継続している方。ただし、非定型的パートタイムヘルパー（短時間労働者であって、月、週または日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により非定型的に特定される方をいう。）にあつては、従事時間が通算45時間を超えている場合に限る。
- ④ 初任者研修・実務者研修の受講料について、他に助成を受けていない方
- ⑤ 申請日現在、個人住民税及び軽自動車税を滞納していない方

## 2 助成金額

受講料の9割（初任者研修：最大8万円、実務者研修：最大10万円 千円未満切捨て）

※交通費など、一部助成にならない経費があります。

## 3 提出書類

- ① 交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ② 修了証明書の写し
- ③ 受講料の領収書
- ④ 勤務証明書（上記対象要件②③が確認できるもの）
- ⑤ 特別区民税・都民税などの納税証明書等（必要な方のみ）

※交付申請書兼請求書は、板橋区ホームページからダウンロードできます。

## 4 提出期間

随時受け付けます。※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

窓口受付時間：平日 8時30分から17時まで

※助成金の申請期限は、要件の①～④を満たした日の翌日から3か月以内です。

## 5 提出先・問合せ先

板橋区役所 介護保険課 施設整備・事業者指定係（本庁舎北館2階14番窓口）

電話 03-3579-2253（直通）

※郵送で申請する際は、事前にご連絡ください。

板橋区ホームページ

